

第 8 回農業委員会総会議事録

平成 2 7 年 8 月 6 日（木）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第25号から第28号)
日程第4 議事(議案第26号から第28号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 舟木 康真

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (23人)

1 番	若林 俊明	2 番	横山 實
3 番	森田 啓介	4 番	松山 宗則
5 番	舟木 康真	6 番	永森 薫
7 番	明石 茂	8 番	前田 進
9 番	土合 正夫	10 番	城石美枝子
11 番	山谷 孝芳	12 番	村上 利之
13 番	前田 光春	14 番	熊西 忠治
15 番	水元 睦雄	16 番	石庭 文男
18 番	山下 隆之	19 番	杉本 周平
20 番	堀 清範	21 番	堀 正
22 番	石井 寿男	23 番	前花 敏子
25 番	佐伯 瑞穂		

欠 席 委 員 (2人)

17 番	川西喜一郎	24 番	竹島 信義
------	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第 28 号 農地等第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

庶務係長 堀 修二 主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 遠藤 修 主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 8 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「18 番 山下委員」「19 番 杉本委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

— 会 期 の 決 定 —

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

— 報 告 —

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

— （報告第25号の説明） —

議長（舟木会長）

報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

— （報告第26号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第27号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第28号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第26号説明・表決） —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は2件ございます。

【議案第26号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった
1番・2番については、経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

杉本委員

議案の1番の譲受人の方は、畑の面積はどれくらいあるのですか。

事務局（堀）

約13,000㎡です。

杉本委員

わかりました。

横山委員

議案の２番の譲受人の方は、通作距離があるが、本当に耕作できるんですか。

事務局（堀）

現在も作業受委託で作付しています。申請農地の近くに作業小屋があり、機械等はそこに収納してあるそうです。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第２６号農地法第３条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第２６号農地法第３条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— （議案第２７号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第２７号農地法第４条第１項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（堀）

議案書６ページの議案第２７号をご覧ください。

今月の農地法第４条の許可申請は６件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第２７号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は駐車場としての転用申請です。
- 2 番・3 番は水路管理泥上場の転用申請です。
- 4 番・5 番は駐車場の転用申請です。
- 6 番は道路への転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については熊西委員より説明をお願いします。

熊西委員

議案第27号の1 番について説明します。
申請人は●●地内で自営業を営んでいます。
現在、息子と2 人で生活しています。車は2 台所有していますが前面道路の幅員が狭く、車庫入れの際には大変苦勞しております。
また●●の教室も自宅で開業しており、教室の生徒さんの車を止めるスペースもなく路上駐車している状況です。
そこで駐車場の検討をしたところ、自宅後ろの畑を駐車場として整備することとしました。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番・3 番について前花委員より説明をお願いします。

前花委員

議案第24号の2 番、3 番について説明します。
申請人は●●地内の農家です。
現在、商業施設の建設に伴い、用水路の橋が移動することになりました。申請地は狭く耕作していくことは難しいことから●●土地改良区が管理する用水路の泥上場として舗装して利用したく今回申請するものがあります。これについては土地改良区とも協議済みであります。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4 番・5 番について前花委員より説明をお願いします。

前花委員

第27号の4番、5番について説明します。

申請人は●●地内の農家です。

商業施設の建設に伴い、顧客や従業員の臨時駐車場に対応できる土地がないか要望があり、また近所の●●店からもイベント時に駐車場不足となり駐車スペースを貸してほしいとの要望があり今回、貸駐車場として整備いたしたく申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6番について前花委員より説明をお願いします。

前花委員

議案第27号の6番について説明します。

申請人は●●地内の農家です。

商業施設の建設に伴い、地元・事業者・土地改良区との協議からより安全に耕作農地へ移動できる道路及び商業施設への移動経路として農道の整備案があがりました。現在の農道では急勾配でありコンバインでの移動に支障があること、●●線への出入りをスムーズに行うためにはより幅員が必要なことなどから今回、農耕用の道路として申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第27号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は駐車場であり、集落との接続要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番・3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は水路管理泥上場で農業用施設にあたり、必要性からもやむを得ないと判断します。

4番・5番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は駐車場であり、集落との接続要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

6番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は道路であり、農業

用道路として使用することから、やむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

土合委員

6 番の案件ですが、これは道路としてどこまで延びているんですか。

事務局（堀）

●●線まで延伸する予定です。

土合委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 27 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第 28 号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（堀）

議案書 7 ページの議案第 28 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第28号を議案書をもとに朗読】

1番は資材置場としての転用申請です。

2番は駐車場の転用申請です。

3番は道路の転用申請です

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については水元委員より説明をお願いします。

水元委員

議案第28号の1番について説明します。

譲受人は●●地内でリサイクル業を営んでいます。

現在、既存敷地内では事務所及び工場や倉庫があり、資材や商品を保管しておりますが取扱量の増加に伴い既存の倉庫だけでは手狭な状態となっております。申請地は既存敷地に隣接しており一体利用できるのもので大変都合がよいと考えています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番については土合委員より説明をお願いします。

土合委員

議案第28号の2番について説明します。

譲受人は●●地内で認知症対応型共同介護サービス施設を営んでいます。

現在、●●名の職員がおりますが職員駐車場は●●台しかなく職員が止めるスペースがなく、通路に駐車している状況です。最近は職員同士の車の接触事故もあり駐車場の確保は急務となっております。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番については、議案第27号中で前花委員より意見を述べさせていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第28号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は資材置場であり、既存地拡張の要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は駐車場であり、集落との接続要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は道路であり、農業用道路として使用することから、やむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第28号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第8回総会を閉会します。

閉会時刻 午後14時53分

その他報告事項

- ① 農業委員視察研修会の精算金の徴収について
- ② 次回開催場所と時刻について
 - ・総会開催日 9月7日(月) 午後2時から
射水市役所布目庁舎301号室

議 長 舟木 康真

署名委員 山下 隆之

署名委員 杉本 周平

第八回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十七年八月十日
至 平成二十七年八月三十一日